

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
～休憩時間60分化に伴う経過措置の廃止について～

教職員企画課

1 概要

教育職員及び学校栄養職員、学校事務職員を除く教育委員会職員の休憩時間は、平成24年に川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程を改正し、45分から60分としたところです。改正にあたっては、育児・介護等一定の配慮を必要とする職員のライフサイクルに及ぼす影響を考慮し、特例で休憩時間を45分として勤務できる経過措置を設けています。

この経過措置は、一定の期間、激変緩和措置として設け、なるべく早期に本来勤務すべき時間帯で勤務出来る態勢を整える必要があるとしていたところです。

経過措置制定後、丸6年を経過し、激変緩和措置として一定の役割を果たしたため、休憩時間60分化に伴う経過措置の取扱いを廃止するものです。

2 経過措置の適用要件

職員は、次の(1)～(3)の要件のいずれかに該当する場合で、休憩時間を15分短縮して勤務しなければ家庭生活に支障が生じる場合に、所属長に対して経過措置の適用を申請する。

(1) 育児等に関する要件

次のすべてに該当する場合に対象となります。

- ・未就学児又は小学校就学児を保育所や学童保育施設などに託児している
- ・配偶者が当該施設に送迎出来ないために、職員が送迎している
- ・休憩時間を15分短縮して勤務しなければ、送迎時間に間に合わない

(2) 要介護者の介護に関する要件

次のすべてに該当する場合に対象となります。

- ・職員の家族に介護を必要とする者（要介護者）がいる
- ・職員が要介護者の介護に従事している（他に介護している者がいる場合を除く）
- ・休憩時間を15分短縮して勤務しなければ、介護に支障が生じる

(3) その他特に必要と認める場合の要件

ア 大学等の修学

イ 妊娠中の職員の母体保護

ウ その他（上記に準ずるものとして経過措置の対象とする必要がある場合）

3 経過措置取得者（平成30年1月1日時点）

教育委員会	0人
市長事務部局	8人
他任命	0人

4 施行日

平成30年10月1日